

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月21日
【届出者の氏名又は名称】	FK株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 マイケル・ロンゴ
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	FK株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、FK株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、富士ソフト株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注 9) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月18日付で、対象者より本公開買付けに関する意見が公表されたことに伴い、2024年9月5日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年9月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2024年9月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2024年9月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2024年10月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)及びその添付書類である公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項(法第27条の8第2項、第8項及び府令第22条第2項の規定により、本公開買付けにおける買付け等の期間を、届出当初の2024年10月21日までの合計30営業日から、本訂正届出書提出日である2024年10月21日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日までの合計40営業日に延長することを含みます。)が生じましたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本両公開買付けの概要

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同表明

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本両公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

第 1 回公開買付けは、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第 1 回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりません。また、公開買付者は、第 1 回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設けておりません。この点、公開買付者は、第 1 回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合: 53.22%)に設定しておりましたが、上記のとおり、第 1 回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第 1 回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第 2 回公開買付けを実施することを決定するとともに、第 1 回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することといたしました。なお、公開買付者が第 1 回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合: 53.22%)以上を取得した場合には、第 2 回公開買付けは実施されません。

< 中略 >

なお、上記2024年 8 月 8 日及び2024年 9 月 4 日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

< 中略 >

なお、上記2024年 9 月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)は、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

第 1 回公開買付けは、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第 1 回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりません。また、公開買付者は、第 1 回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設けておりません。この点、公開買付者は、第 1 回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合: 53.22%)に設定しておりましたが、上記のとおり、第 1 回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第 1 回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第 2 回公開買付けを実施することを決定するとともに、第 1 回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することといたしました。なお、公開買付者が第 1 回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合: 53.22%)以上を取得した場合には、第 2 回公開買付けは実

施されません。

その後、公開買付者は、対象者より、2024年10月18日に第1回公開買付けに関する意見が改めて公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を、当該訂正に係る本書の訂正届出書の提出日である2024年10月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日まで延長することとなりました。

< 中略 >

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

< 中略 >

なお、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)は、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

その後、ベインキャピタルより2024年10月11日付で「富士ソフト株式会社株式(証券コード：9749)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。)が公表されたことを踏まえ、対象者は、2024年10月18日開催の取締役会において、「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()判断内容」に記載の理由により、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け(本公開買付け)に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年10月18日開催の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 検討・交渉の経緯

(訂正前)

< 前略 >

なお、2024年9月3日にベインキャピタルより、ベインキャピタルプレスリリースが公表されているとのことです。対象者はベインキャピタルからの提案を真摯な提案と判断し、ベインキャピタル及びKKRを含めた候補者に対して適切かつ公平なプロセスを実施しているとのことですが、本書提出日現在、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案は提出されていないとのことです。対象者は、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会で慎重かつ真摯に検討を行う予定とのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、2024年9月3日にベインキャピタルより、ベインキャピタルプレスリリースが公表されているとのことです。対象者はベインキャピタルからの提案を真摯な提案と判断し、ベインキャピタル及びKKRを含めた候補者に対して適切かつ公平なプロセスを実施しているとのことですが、2024年10月11日付でベインキャピタルから法的拘束力のある提案(以下「2024年10月11日付ベインキャピタル提案」といいます。)を受領し、また同日付で2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されているとのことです。2024年10月18日現在において、対象者及び本特別委員会は2024年10月11日付ベインキャピタル提案について引き続き検討しているとのことですが、本特別委員会は、ベインキャピタルの提案を受けたKKRの対応方針に関する対象者執行部とKKRとの面談について対象者から説明を受け、また、本特別委員会の各アドバイザーの助言を受けつつ慎重に検討した結果、2024年10月15日付で、対象者の取締役会に対して意見書(以下「10月15日付意見書」といいます。)を提出したとのことです。当該意見書においては、KKR及びベインキャピタルのこれまでの能力・実績を照らし合わせると、非公開化取引を行う一般的なメリットの点において、本取引がベインキャピタルによる提案に劣ると判断する材料はないこと、KKRによる第1回公開買付けの条件に変更はなく、第1回公開買付けは3DIP及びFarallonの応募により成立する見通しであり、KKRが第2回公開買付けを開始することを既に予告しているということ、本取引の条件の妥当性及び手続の公正性に関連して本特別委員会が認定した前提事実及び評価を覆す事情もなく、これらの意見に変更はないことが示されているとのことです。一方で、当該意見書には、対象者の少数株主が2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されたベインキャピタルによる対象者株券等への公開買付けへの応募余地を検討するため熟慮する場合であっても、対象者の少数株主には、第2回公開買付けにて、第1回公開買付けと同額の8,800円で応募する選択肢が残されており、第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持するが、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言する旨が記載されていた点を踏まえ、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであることに変わりはなく、2024年10月11日付ベインキャピタル提案については引き続き内容を精査しているものの、2024年10月18日現在において、本公開買付けに対する意見表明を覆す事情は生じていないことなどから、本公開買付けに対して、引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け(本公開買付け)に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様は、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

< 後略 >

()判断内容
(訂正前)

< 前略 >

なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

その後、2024年10月11日付でベインキャピタルから2024年10月11日付ベインキャピタル提案を受領したと、また同日付で、ベインキャピタルにより2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されたことを踏まえ、対象者及び本特別委員会は、改めて本公開買付けに係る対象者取締役会の意見を変更する必要がないかにつき、対象者の企業価値の向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行ったとのことです。その結果、2024年10月18日開催の取締役会において、本特別委員会は、ベインキャピタルの提案を受けたKKRの対応方針に関する対象者執行部とKKRとの面談について対象者から説明を受け、また、本特別委員会の各アドバイザーの助言を受けつつ慎重に検討した結果、対象者の取締役会に対して、10月15日付意見書を提出したとのことです。当該意見書においては、KKR及びベインキャピタルのこれまでの能力・実績を照らし合わせると、非公開化取引を行う一般的なメリットの点において、本取引がベインキャピタルによる提案に劣ると判断する材料はないこと、KKRによる第1回公開買付けの条件に変更はなく、第1回公開買付けは3DIP及びFarallonの応募により成立する見通しであり、KKRが第2回公開買付けを開始することを既に予告しているということ、本取引の条件の妥当性及び手続の公正性に関連して本特別委員会が認定した前提事実及び評価を覆す事情もなく、これらの意見に変更はないことが示されているとのことです。一方で、当該意見書には、対象者の少数株主が2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されたベインキャピタルによる対象者株券等への公開買付けへの応募余地を検討するため熟慮する場合であっても、対象者の少数株主には、第2回公開買付けにて、第1回公開買付けと同額の8,800円で応募する選択肢が残されており、第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持するが、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言する旨が記載されていた点を踏まえ、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであることに変わりはなく、2024年10月11日付ベインキャピタル提案については引き続き内容を精査しているものの、2024年10月18日現在において、本公開買付けに対する意見表明を覆す事情は生じていないことから、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け(本公開買付け)に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様は、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(訂正前)

< 前略 >

ただし、疑義を避けるために明記すると、9月4日付答申書において表明した当委員会の意見は、本公開買付けと従前呼ばれていた公開買付けを意味する第1回公開買付けについてのものである。そのため、9月4日付答申書はもとより、9月24日付意見書においても、当委員会は、第2回公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

(訂正後)

< 前略 >

ただし、疑義を避けるために明記すると、9月4日付答申書において表明した当委員会の意見は、本公開買付けと従前呼ばれていた公開買付けを意味する第1回公開買付けについてのものである。そのため、9月4日付答申書はもとより、9月24日付意見書においても、当委員会は、第2回公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

また、本特別委員会は、2024年10月15日(以下「10月15日付意見書作成日」といいます。)付で、対象者取締役会に対して、以下のとおり10月15日付意見書を提出したとのことです。

()10月15日付意見書に至る経緯等

(a) 9月24日付答申書提出以降における本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化

9月24日付追加意見書提出以降において、以下の事情が認められる。

2024年10月11日、ペインキャピタルは対象者に対して、ペインキャピタルによる対象者の非公開化に関する法的拘束力ある提案書(以下「2024年10月11日付ペインキャピタル提案書」という。)を提出した。2024年10月11日付ペインキャピタル提案書及び2024年10月11日付ペインキャピタル提案に関してペインキャピタルが行った2024年10月11日付ペインキャピタルプレスリリースにより、9月24日付追加意見書提出時と比較して、ペインキャピタルによる対象者株式に対する公開買付け(以下「ペインキャピタル公開買付け」という。)について、以下の点が修正され又は明確となった(なお、対象者株式の全部を取得することで対象者の非公開化を目指す点に変更はない。)。

- ・ 公開買付価格が、9,250円から9,450円に引き上げられた。
- ・ 買付予定株式数の下限は設定しないこととされた。
- ・ ペインキャピタル公開買付けに対して、対象者が賛同意見を表明する旨の対象者における取締役会決議が得られていることが公開買付け開始の前提条件とされ、株主に対してペインキャピタル公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議が得られていることは、前提条件との関係では不要とされた。

K K Rによる第1回公開買付けの条件に変更はなく、第1回公開買付けは3DIP及びFarallonの応募により成立する見通しである。

また、K K Rは、第1回公開買付け成立後速やかに、本ストラクチャー変更前の下限33,658,500株(53.22%(所有割合。以下同じ。))から第1回公開買付けに応募された株式の数を控除した株式数を買付予定株式数の下限とし、また、公開買付価格を第1回公開買付けと同額の8,800円として、第2回公開買付けを開始することを既に予告している。

(b) 上記重要な状況変化に関する当委員会の活動内容

当委員会を構成する委員に変更はない。

当委員会は、対象者執行部より、2024年10月11日付ベインキャピタル提案を受けたK K Rの対応方針に関する対象者執行部とK K Rとの面談について、その内容の説明を受けた。

当委員会は、当委員会が登用した各アドバイザーの専門的助言を受けつつ、上記の活動を通じて入手した情報等を踏まえて、適時に開催した委員会において慎重に議論を重ねた。

()意見の内容

当委員会は、対象者の取締役会に対し、以下のとおり勧告する。

- ・ 第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持すること。
- ・ 但し、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、2024年10月11日付ベインキャピタル提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言すること。

()意見の理由

(a) 第1回公開買付けに対する意見の変更要否

本取引による企業価値の向上について

これまで当委員会が提出してきた答申書及び意見書にて繰り返し述べてきているところではあるが、上記重要な状況変化を踏まえても、以下の前提事実及び評価を覆す事情はなく、当該諮問事項に関する当委員会のこれまでの意見に変更はない。

- ・ K K R及びベインキャピタルのPEファンドとしてのこれまでの能力・実績を照らし合わせると、非公開化取引を行う一般的なメリットの点において、本取引が2024年10月11日付ベインキャピタル提案に劣ると判断する材料はない。
- ・ 本取引の実現により安定した株主構成を確保し、新中期経営計画の実現に向け邁進することで、新中期経営計画の実行性を高め、当該目標達成の確度を高めるという観点からは、32.68%にかかる対象者の株式数を、第1回公開買付けを通じて取得することを確実なものとしている本取引が相対的に優れているとの評価に変動もない。
- ・ 他方で、2024年10月11日付ベインキャピタル提案の実現可能性は、第1回公開買付けによりK K Rが取得する株式数に左右されることから、10月15日付意見書作成日時時点で、2024年10月11日付ベインキャピタル提案が本取引より優れていると評価する材料に乏しい。

本取引の条件の妥当性及び手続の公正性について

当委員会が本取引の条件の妥当性及び手続の公正性に関連して認定した前提事実及び評価を覆す事情もなく、これらに関する意見にも変更はない。

小括

以上の点からして、当委員会は、対象者取締役会による第1回公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見は維持すべきであると考える。

(b) 2024年10月11日付ベインキャピタル提案について

当委員会は、2024年10月11日付ベインキャピタル提案を踏まえた対象者少数株主の状況について、以下のとおり検討を行った。

まず、3DIP及びFarallonの応募により第1回公開買付けが成立することを前提に、2024年10月11日付ベインキャピタル提案を客観的に評価すると、10月15日付意見書作成日時時点の2024年10月11日付ベインキャピタル提案には、以下の側面がある。

- ・ 2024年10月11日付ベインキャピタル提案は、対象者株式の全部を取得することで非公開化を目指すものであるが、3DIP及びFarallonの保有株式を取得しない限り、株主総会の特別決議を要するスクイズアウト手続を実行することは著しく困難であること(当委員会の分析によれば、ベインキャピタルは、ベインキャピタル公開買付けにより、いわゆるパッシブ・インデックス運用ファンド等を除いた少数株主保有株式の約98.4%を取得する必要がある。)。
- ・ ベインキャピタルが予告しているベインキャピタル公開買付けには買付予定株式数に下限が設定されないため、ベインキャピタル公開買付けへの応募株式数次第では、(i) K K R 及びベインキャピタルの双方が対象者の大株主となり、特定の事項について大株主間での意見集約が困難となった結果、機動的な運営が阻害され、対象者の企業価値が毀損されないかといった懸念や(ii)流動株式比率が低下することにより対象者株式が上場廃止基準に抵触する懸念が生じ得ること。
- ・ 以上のような現状を踏まえると、ベインキャピタル公開買付けは、(対象者株式の全部を取得できない可能性があるという意味において)結果的に「部分買付」に準ずる公開買付けとなる可能性があること。

もっとも、(i) ベインキャピタル自身2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースで言明しているとおり、ベインキャピタルが3DIP及びFarallon又はK K R と交渉の上で3DIP等の保有株式を取得する可能性もあり、また、(ii)理論上は、K K R とベインキャピタルの共同投資により対象者株式の非公開化を実現する等の代替策の可能性も完全に閉ざされたわけではない。

対象者の少数株主がベインキャピタル公開買付けへの応募余地を検討するため熟慮する場合であっても、対象者の少数株主には、第2回公開買付けにて、第1回公開買付けと同額の8,800円で応募する選択肢が残されている。

以上のような可能性と選択肢がある以上、対象者の少数株主が2024年10月11日付ベインキャピタル提案の帰趨を踏まえた上で、ベインキャピタル公開買付けへの応募余地を検討することも合理的な判断である。

(c) 結語

以上のことから、当委員会は、対象者の取締役会に対して、以下のとおり勧告する。

- ・ 第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持すること。
- ・ 但し、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、2024年10月11日付ベインキャピタル提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言すること。

なお、9月24日付追加意見書と同様に、10月15日付意見書は第1回公開買付けのみについてのものであり、当委員会は、本意見書において、第2回公開買付け及びベインキャピタル公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

(訂正前)

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

< 前略 >

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、対象者の監査役3名は、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)に際して、異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

< 前略 >

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。その後、2024年10月11日付でペインキャピタルから2024年10月11日付ペインキャピタル提案を受領し、また同日付で2024年10月11日付ペインキャピタルプレスリリースが公表されたことを踏まえ、対象者は、2024年10月18日開催の取締役会において、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 判断内容」に記載の理由により、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け(本公開買付け)に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ペインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ペインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

応募推奨の決議に賛成しなかった取締役4名の意見は以下のとおりとのことです。

・本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を維持するものの、本公開買付けの買付け等の価格が普通株式1株につき8,800円、第5回新株予約権1個につき1,067,000円、第6回新株予約権1個につき929,600円、第7回新株予約権1個につき228,100円であるのに対し、買付け等の価格を普通株式1株につき9,450円、第5回新株予約権1個につき1,197,000円、第6回新株予約権1個につき1,059,600円、第7回新株予約権1個につき293,100円とする2024年10月11日付ベインキャピタル提案がなされており、対象者及び本特別委員会が公開買付者に対し、本公開買付けの買付条件について変更する予定があるか否かについて確認を行ったものの、2024年10月18日現在において、公開買付者よりかかる変更の予定は示されていないことを踏まえると、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとっての分かりやすさを高める観点から、本公開買付けに係る応募の推奨についてはこれを撤回した上で、表現をより中立的なものとし、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねるという表現により立場を表明する方が望ましい。このように、本公開買付けに応募することを推奨することの是非についての意見の表現の仕方に関して見解の相違があるため、決議には賛成いたしかねる。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、対象者の監査役3名は、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)に際して、異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、上記2024年10月18日開催の取締役会には、対象者の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(本公開買付けの公表日から本公開買付けの開始日までの期間を含めて考えれば48営業日)に設定しております。本公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日(本公開買付けの公表日から本公開買付けの開始日までの期間を含めて考えれば58営業日)に設定しております。本公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年9月5日(木曜日)から2024年10月21日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年9月5日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年9月5日(木曜日)から2024年11月5日(火曜日)まで(40営業日)
公告日	2024年9月5日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	558,376,086,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	700,000,000
その他(円)(c)	14,095,400
合計(円)(a) + (b) + (c)	559,090,181,400

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付代金は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,238,275株)に本公開買付価格(8,800円)を乗じた金額に、本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)に第6回新株予約権買付価格(929,600円)を乗じた金額及び本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)に第7回新株予約権買付価格(228,100円)を乗じた金額を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	558,376,086,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	700,000,000
その他(円)(c)	17,374,500
合計(円)(a) + (b) + (c)	559,093,460,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付代金は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,238,275株)に本公開買付価格(8,800円)を乗じた金額に、本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)に第6回新株予約権買付価格(929,600円)を乗じた金額及び本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)に第7回新株予約権買付価格(228,100円)を乗じた金額を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2024年10月28日(月)

(訂正後)

2024年11月12日(火)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けへの賛同表明

(訂正前)

< 前略 >

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせしめると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

(訂正後)

< 前略 >

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせしめると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。

その後、2024年10月11日付でベインキャピタルより2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されたことを踏まえ、対象者は、2024年10月18日開催の取締役会において、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()判断内容」に記載の理由により、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け(本公開買付け)に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様は、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

第5 【対象者の状況】

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。なお、対象者によれば、対象者は、2024年8月23日、ベインキャピタルに対して2024年8月30日までに金融機関からのHighly Confident Letter及びBainによるエクイティ出資に係る資力を証明する書面を提出するよう要請したところ、2024年8月30日に、対象者取締役会及び本特別委員会は、ベインキャピタルから2024年8月30日付補足説明資料及びEquity Commitment Letter(ただし、当該Equity Commitment Letterによる資金調達は、ベインキャピタルと対象者の有効な公開買付合意の成立、公開買付合意に定める前提条件の充足又は放棄を経た公開買付けの開始及び成立、実質的に同時期での負債性の資金調達、並びに投資委員会による最終承認等の条件に服することとされているとのことです。)を受領したものの(また、Equity Commitment Letterについては、2024年9月4日にも、改めて受領をしたとのことです。)、2024年9月4日時点で、ベインキャピタルから金融機関からのHighly Confident Letterは提出されていないとのことです。また、対象者によれば、2024年9月4日時点で、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案は提出されていないとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。なお、対象者によれば、対象者は、2024年8月23日、ベインキャピタルに対して2024年8月30日までに金融機関からのHighly Confident Letter及びBainによるエクイティ出資に係る資力を証明する書面を提出するよう要請したところ、2024年8月30日に、対象者取締役会及び本特別委員会は、ベインキャピタルから2024年8月30日付補足説明資料及びEquity Commitment Letter(ただし、当該Equity Commitment Letterによる資金調達は、ベインキャピタルと対象者の有効な公開買付合意の成立、公開買付合意に定める前提条件の充足又は放棄を経た公開買付けの開始及び成立、実質的に同時期での負債性の資金調達、並びに投資委員会による最終承認等の条件に服することとされているとのことです。)を受領したものの(また、Equity Commitment Letterについては、2024年9月4日にも、改めて受領をしたとのことです。)、2024年9月4日時点で、ベインキャピタルから金融機関からのHighly Confident Letterは提出されていないとのことです。また、対象者によれば、2024年9月4日時点で、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案は提出されていないとのことです。

その後、対象者は、2024年10月11日付でベインキャピタルから法的拘束力のある提案を受領したとのことです。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 2024年9月5日付の公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2024年10月21日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。